

仕 様 書

1 広告枠の位置

市広報誌の中の広告掲載の位置は、広報誌の目的を妨げない限度において、本市が定めるものとする。

2 広告掲載期間

4月1日から翌3月31日までの1年間のうち希望する期間（再申込可）

※原則として1か月単位とする。

※広告掲載期間の途中においては、原則として掲載の決定通知を受けた日の属する月の翌月からの掲載とする。

3 広告掲載申込

(1) 広告掲載の申込みについては、掲載年度の前年度2月25日までに申し込みを行うものとする。

3枠以上の申込みがあった場合には、日南市広報誌広告取扱要領第5条に基づき、掲載の可否を決定する。

(2) 前号の申込みにより決定した広告枠に空きがある場合は、随時、申込みを受け付けるものとする。この場合、申込順により掲載順位を決定する。

4 広告掲載の内容

(1) 広告の原稿作成等に当たっては「日南市広告事業実施要綱」及び「日南市広報誌広告取扱要領」を遵守すること。

(2) 1枠の掲載期間は、原則として1か月単位とする。（連続掲載は可）

(3) 広告の広告原稿は、原則として、掲載開始日の14日前の日までに日南市総合政策部秘書広報課広報広聴係に提出し、市の承認を受けるものとする。

(4) 広報誌広告の原稿の提出は、電子メールでの送信を原則とし、CD-R等の記録媒体での提出も可能とする。

(5) 日南市広報誌への掲載（表示）作業は、市が行うものとする。

5 広告の枠数及び規格

(1) 枠数 3枠以内（表示位置固定）

(2) 大きさ 縦50mm×横187mm（1枠）

(3) 形式 J P E G、P D F

※ 広告は、広告主にて作成すること。